

総合医療センターにおける在宅医療（訪問看護）の取組状況について

出雲市立総合医療センターでは、地域医療における当センターの果たすべき役割として在宅医療に関連する取組を進めています。

今後の在宅医療（訪問看護）の取組について報告いたします。

1. 訪問看護の実施状況

(1) 事業開始

当センターの訪問看護は、令和2年9月1日から、みなし事業所として開始しました。

※みなし事業所

：介護保険事業所として訪問看護ステーションを開設することなく、医療機関が直接事業を実施する際に、当該医療機関が介護保険の事業者として指定されたとみなされた場合の事業所。

通常の事業所とは報酬単価や指定基準等が異なる。

訪問看護の実施に必要な医師の指示書の有効期限が、通常の事業所（最長6カ月）と異なり、1カ月と短い。

(2) 訪問件数等

訪問看護		令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月
介 護	訪問患者数	2	2	3
	訪問件数	6	8	19
医 療	訪問患者数	0	1	1
	訪問件数	0	2	1

2. 今後の取組

(1) 訪問看護ステーションの開設について

令和3年4月1日に開設するため、今年度3月議会において「出雲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を提案する予定です。

また、訪問看護ステーションの人員基準（常勤換算2.5人）を満たすため、職員の確保に向けて準備を進めています。

(2) 24時間化対応について

訪問看護ステーション開設に必要な職員の確保にとどまらず、引き続き職員の確保及び育成に努め、早期の24時間化をめざします。